八　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
九　法第十四条の規定による実績報告の受理
十　法第十五条の規定による補助金等の額の確定に係る通知
十一　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知
十二　法第十六条第二項において準用する法第十四条の規定による是正のための措置の命令に従って行う補助事業等に係る実績報告の受理
十三　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知
十四　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知
十五　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知

○東北地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
栗原市築館字照越神田二六番一から同市築館字城生野唐崎八九番一まで	前	Ａ　一〇・九〇～一七・〇〇	六一・二一五メートル	七・三七〇キロメートル
		Ｂ　一七・〇〇～一一五・三五	二・九二三	
	後	Ａ　一〇・九〇～一七・〇〇	六一・二一五	七・三七〇
		Ｂ・Ｃ　一七・〇〇～一四二・四九	四・三九四	

上記Ａ・Ｂ及びＣは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	栗原市志波姫堀口西風前一〇六番六から同市志波姫堀口沖四〇八番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十三日十五時

○東北地方整備局告示第百九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
七号	大館市長走字陣場三九番から同市長走字陣場一〇〇番一まで	東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十一日

○東北地方整備局告示第百九十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十七年十二月十一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

第１　起業者の名称　岩手県
第２　事業の種類
１　大**槌**漁港海岸安渡地区海岸改修工事（岩手県上閉伊郡大**槌**町新港町地内から同町大**槌**第30地割字釜の上地内まで）
２　二級河川大**槌**川水系大**槌**川改修工事（岩手県上閉伊郡大**槌**町須賀町地内から同町新港町地内まで）
第３　起業地
１　第２の１に係る事業
(1)　収用の部分　岩手県上閉伊郡大**槌**町新港町、大**槌**第21地割字蟇川原、港町、安渡三丁目、安渡三丁目及び大**槌**第30地割字釜の上地内
(2)　使用の部分　岩手県上閉伊郡大**槌**町新港町、大**槌**第21地割字蟇川原、港町、安渡三丁目及び大**槌**第30地割字釜の上地内
２　第２の２に係る事業
(1)　収用の部分　岩手県上閉伊郡大**槌**町須賀町、小**鎚**第31地割字大須賀、大**槌**第20地割字柏木堂、大**槌**第21地割字蟇川原及び新港町地内
岩手県上閉伊郡大**槌**町大**槌**第21地割字蟇川原地先河川敷地
岩手県上閉伊郡大**槌**町須賀町地先海面
(2)　使用の部分　岩手県上閉伊郡大**槌**町須賀町、小**鎚**第31地割字大須賀、大**槌**第20地割字柏木堂及び大**槌**第21地割字蟇川原地内

第４　事業の認定をした理由
申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
(1)　第２の１に係る事業
申請に係る事業は、岩手県上閉伊郡大**槌**町新港町地内から同町大**槌**第30地割字釜の上地内までの延長847ｍの区間（以下「本件海岸区間」という。）における「大**槌**漁港海岸安渡地区海岸改修工事」（以下「本件海岸事業」という。）である。
本件海岸事業は、海岸法（昭和31年法律第101号）第２条第１項に規定する海岸保全区域内にある海岸保全施設に関する事業であり、法第３条第10の２号に掲げる海岸法による海岸保全施設に関する事業に該当する。
(2)　第２の２に係る事業
申請に係る事業は、岩手県上閉伊郡大**槌**町須賀町地内から同町新港町地内までの延長469ｍの区間（以下「本件河川区間」という。）における「二級河川大**槌**川水系大**槌**川改修工事」（以下「本件河川事業」という。）である。
本件河川事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法による河川に関する事業に該当する。
したがって、本件海岸事業及び本件河川事業（以下これらの事業を「本件事業」という。）は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。